

令和7年7月10日

令和7年度第4回青森市農業委員会 月例総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和7年7月10日（木曜日） 午後1時30分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階大ホール
3. 閉会年月日 令和7年7月10日（木曜日） 午後2時6分

4. 議案

- 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第11号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第12号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
 議案第14号 地域計画の変更に係る意見について
 議案第15号 農作業標準労賃等に関するアンケートの実施について
 報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 安 部 浩 一	3 番 一 戸 昭 憲
4 番 大 柳 建 秀	5 番 木 村 孝 芳	6 番 工 藤 隆 志
7 番 窪 寺 洋 志	8 番 齊 藤 光 朗	9 番 澤 田 今日一
10 番 中 村 美喜雄	11 番 成 田 貴 吉	12 番 西 澤 清 光
13 番 西 塚 伸	14 番 野 口 友 子	15 番 福 士 修 身
16 番 堀 内 俊 春	17 番 三 上 紘 史	19 番 山 田 正 樹

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

18 番 安 田 昌 樹		
--------------	--	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1 番 千 島 修	2 番 赤 田 千 草	6 番 風 晴 繁 雄
7 番 山 内 洋 一	8 番 山 田 五 月	9 番 川 村 富 子
10 番 川 村 忠 則	11 番 小 泉 作 郎	13 番 石 川 正 光
15 番 野 呂 正 幸	16 番 石 村 英 康	17 番 猪 股 康 行
18 番 出 町 鉄 昭	19 番 細 川 隆 雄	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

3 番 福 士 博 人	4 番 工 藤 隆 正	5 番 木 立 忠 徳
12 番 金 井 直 也	14 番 奈良岡 和 也	

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局局長	船橋正明	事務局次長	白取和子
事務局分室長	佐藤保	主幹	相馬康宏
主幹	古田正之	主査	菊池亮氏
主事	永井新平		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

それでは、青森市農業委員会農業委員の出席状況ですが、在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただいまから、令和7年度第4回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

13番西塚伸委員、16番堀内俊春委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、両委員にお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいまより議案審議に入ります。

議案第10号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

所有権移転が8件、賃借権設定が3件の計11件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから4ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人については労力不足又は高齢、自社の経営規模の拡大のため、譲受人については、新規就農及び、経営規模の拡大のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付しているA3の資料「調査書」のとおりとなります。

農地所有適格法人以外の法人等の貸借の場合、解除条件付きとなり、A4版の別紙調査票となります。第2項第2号及び第4号については、その下の表の各号に該当することが許可基準となりますが、当該申請については、第3項第1号の(解除条件)から第3号(1人以上の常時従事)に該当するものと判断しております。

なお、新規就農者の2件のうち、自家消費を主とした方の申請が1件ありましたので、営農計画書を資料として添付させていただいております。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、所有権移転 3 ページの申請番号 94 番の●●●●さんは新規就農の方で、申請者がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

審議を行うにあたり、福士修身委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(福士修身委員 退席)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)
では、申請者を入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)
まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

浪岡の●●●●と言います。よろしくお願いします。申請に至った理由ですが、私はりんご農家に生まれたため、幼い頃より農作業の手伝いをしてきました。長年、サラリーマンとして働いてきましたが、幼い頃より身近にあったりんご栽培に次第に興味を持ち、青森県の特産品であるりんごを作りたいと思うようになりました。また、長年りんご農家として働いている父のりんごは美味しいと思いますので、その栽培方法や技術を継承したく、今後農業人として働きたいと思い申請しました。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)
それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。
審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)
はい、1 番、秋谷委員。

○1 番 (秋谷進委員)

1 番、秋谷です。●●さん、本日はご苦勞様でございます。2 点、お尋ねいたします。1 点目、今回取得しようとする約 4 反歩、どういうりんご園地か、例えばどういう品種がついているとか、わい化か丸葉とか、りんご園地の状況をお知らせください。

2 点目、●●さんお手伝いしてきたと思うんですけども、りんご作り色んなステージがあると思いますが、どの辺が一番重要といたしますか、みんな重要なんですけど、その中でもりんご作りする中でもここが一番重要じゃないかなと思う工程をお知らせください。以上です。

○●●●●氏

まず 1 点目につきましてですが、畑の状況としましては丸葉台がメインの畑になります。樹齢でいくと 50 年程度の畑、木だとお聞きしていました。栽培品種ですけども、王林、そしてトキの 2 種類となっております。一部 10 本程わい化も植えてはあるんですけども、ほとんどが丸葉台の

木になります。

2点目につきましてですが、全部色んな作業、工程は本当に大事だとは思いますが、やはり剪定というのが、今までの先人達の技術で培ってきた剪定技術を見ると、りんごに対して非常に大きな要素となっているのかなと勉強して感じておりますので、一番は剪定かなという風に考えています。以上です。

○1番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございました。頑張ってください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

○●●●●氏

ありがとうございました。

（●●●●氏 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ないようですので、当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

福士委員を入場させてください。

(福士修身委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第 11 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、自己所有農地の転用である農地法第 4 条許可申請が 1 件です。今回の転用案件について、「転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。

申請の場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。右上に「議案第 11 号関係資料」と記載している資料をご覧ください。

申請番号は 1 番、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請概要については、2 ページ目以降に申請関連資料を添付しております。資料をめくっていただき、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ペ

ージ目が農地転用計画書、7 ページ目が土地の登記簿となっております。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断についてご説明します。

まず、立地基準については、支所機能を有する青森市横内市民センターから概ね 300m 以内の範囲に位置するため、第 3 種農地と判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

ないようですので、本案について許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第 12 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の転用を目的とした農地法第 5 条の許可申請が 4 件であり、その内訳は、所有権移転が 2 件、賃借権が 1 件、使用賃借権が 1 件となっております。

各申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に「議案第 12 号関係資料①」と記載している資料をご覧ください。

申請番号 2 番、申請地は 1 筆、譲渡人、譲受人及び転用目的は記載のとおりです。

2 ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページ目が農地転用計画書、7 ページから 8 ページ目が土地登記簿、9 ページ目が候補地比較検討表、10 ページ目が青森農業振興地域整備計画の変更通知書となっています。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明いたします。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地のいずれの要件をも満たさない「その他の農地」と判断され、その許可基準は第 2 種農地と同様とされています。

第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地で事業目的を達成できると認められる場合は原則として許可できませんが、当該申請は申請者が駐車場及び資材置場として使用することを目的とした転用であり、周辺にある非農地及び第 3 種農地についても検討したものの、他に事業目的に供する土地がなかったことから、第 2 種農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に「議案第 12 号関係資料②」と記載している資料をご覧ください。

申請番号 3 番、申請地は 1 筆、譲渡人、譲受人及び転用目的は記載のとおりです。

2 ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページ目が農地転用計画書、7 ページから 8 ページ目が法人登記簿、9 ページ目が土地登記簿、10 ページ目が土地選定経緯書となっています。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地のいずれの要件をも満たさない「その他の農地」と判断され、その許可基準は第 2 種農地と同様とされています。

第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地で事業目的を達成できると認められる場合は原則として許可できませんが、当該申請は申請者が駐車場として使用することを目的とした転用であり、周辺にある非農地及び第 3 種農地についても検討したものの、他に事業目的に供する土地がなかったことから、第 2 種農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に「議案第 12 号関係資料③」と記載している資料をご覧ください。

申請番号 4 番、申請地は 1 筆、賃貸人、賃借人及び転用目的は記載のとおりです。

2 ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただき、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ、6 ページ目が土地利用計画平面図、7 ページ目が農地転用計画書、8 ページから 11 ページ目までが法人登記簿、12 ページ目が土地登記簿、13 ページ目が事業候補地比較検討表、こちら一部訂正がございます。13 ページ事業候補地比較検討表②の所在地、高田日野●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●を削除して●●●を追加していただければと思います。これによって、敷地面積は 3,302 m²であったものを 2,434 m²に修正願います。訂正は以上です。引き続き説明に入ります。14 ページ目が青森農業振興地域整備計画の変更通知書、15 ページ目が法定外公共物占用等許可申請書となっています。

それでは 1 ページ目に戻っていただき、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、支所機能を有する青森市荒川情報コーナーから概ね 500m 以内の範囲に位置するため、「第 2 種農地」と判断しております。

第 2 種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地で事業目的を達成できると認められる場合は、原則として許可できませんが、当該申請は申請者が駐車場として使用することを目的とした転用であり、周辺にある非農地についても検討したものの、他に事業目的に供する土地がなかったことから、第 2 種農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に「議案第 12 号関係資料④」と記載している資料をご覧ください。

申請番号 5 番、申請地は 2 筆、借人、貸人及び転用目的は記載のとおりです。

2 ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただき、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画平面図、6 ページ目が農地転用計画書、7 ページから 8 ページ目が土地登記簿となっています。

それでは 1 ページ目に戻っていただき、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、申請地は「第 1 種農地」であるため、農地転用は原則不許可ですが、例外許可事由の一つに、「仮設工作物の設置、その他一時的な利用（3 年以内）に供する場合で、かつ、農業振興整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない場合」という基準があり、当該申請は、令和 8 年 3 月 31 日までの一時的な材木の保管を目的とした転用であり、第 1 種農地の不許可の例外に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目については、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、秋谷委員。

○1番(秋谷進委員)

事務局にお伺いします。申請番号2番の案件でございますが、譲受人が●●●さん、職業は何をやっている方ですか。

○事務局

はい、質問にお答えいたします。●●さんはサービス業、いわゆる何でも屋という感じなんですけども、様々な雪下ろしであったり、虫の駆除であったりということで、かなり広い範囲でご商売をやられているようでございます。

○1番(秋谷進委員)

何でも屋ですか。

○事務局

最近は、そういう業界の方もいらっしゃいますので。

○1番(秋谷進委員)

1つこれは、という商売ではなく、何でもやっているわけですか。

○事務局

いわゆる便利屋さんということで、電話いただければご相談に乗って、それに基づいて業務を達成していくという風にお聞きしております。

○1番(秋谷進委員)

わかりました。ありがとうございます。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ないようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第 13 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案の農用地利用集積等促進計画(案)は、利用権設定が合計 14 件であります。

個別の内容につきましては、利用権設定の案が 7 ページから 13 ページに記載しております。

これら農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、本議案につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、当該利用集積等促進計画(案)決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものです。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、本案について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第 14 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案につきましては、担当課である農業政策課からご説明いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、地域計画の変更に係る意見について説明をお願いいたします。

○農業政策課 齊藤主査

農業政策課の齊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。まず、皆さんの方に「地域計画の変更(案)」という資料の方配布させていただきました。まず、地域計画の概要について簡単にご説明させていただきますと、地域計画とは、農業者を含む地域の話し合いによって地域の担い手を定めて、10年後における農地の集積や集約化の姿を明確化した計画でございます。

現在、市内 19 地区において話し合いを行って今年の 3 月に策定されたものです。地域計画を変更するにあたって、農業経営基盤強化促進法という法律があるんですけども、その定めるところによって農業委員会等の意見を聞くこととなっておりますため、ご審議の方よろしく申し上げます。

審議していただくポイントとしましては、申出があった土地に関して地域計画から除外しても農地の集積や集約化に影響があるかどうかというのがポイントになります。

最終的に、この除外をして、それをもって初めて転用の申請ができるということになっております。ですので、転用の前の第 1 段階が地域計画の変更ということになります。

また、この地域計画からの除外に伴いまして農業委員会で作成している目標地図についても変

更していただくよう、事務局の方にこちらから依頼はしております。

それでは、資料の方に移らせていただきます。

まず、表紙1枚めくりますと地域計画と書かれている表があります。この表なんですけども、地区の面積とか農業を担う者一覧と書いてあるんですけども、本来であれば農業を担う人とか地番とかがですね、本当に多数記載されております。ですので、今回は抜粋という形で変更部分のみ記載しております。まず、その一枚目上の表からですね、地区は浜館地区になります。そして、真ん中の表は赤字で記載されているのが面積なんですけども、今回の変更は地目が田んぼになっておりましたので、その面積が0.3haということになります。下の表については、農業を担う者の一覧から、先ほども言いましたけども変更部分のみ記載しております。

次のページなんですけども、申出のあった土地の位置図、そして現況の写真となっております。地図に、色がついておりますけども農用地区域を表しております。今回の申出地はその農用地区域には含まれておりません。そして、現況の写真が下の方についております。

そして、次のページなんですけども、こちらの方が土地の利用計画になります。赤線で囲っているところが申出地でして、下の長細いところが駐車場と事務所、そして上の赤で囲っているところが休憩スペースのための造成という利用計画になっております。

そして、この事業を行う主なんですけども、次のページになります。この事業を行うのは、レンゴー株式会社になります。申出の理由としましては、先程の土地利用計画にもあったんですけども事務所の建築と駐車場、そして休憩スペースの整備ということで申出がありました。

市の方で地域計画の変更を認めた理由としましては、ここの土地が農業振興地域の農用地区域外になっているということと、周囲の土地、利用状況を見まして、集団性とか効率的な利用、あとは、集積等に支障を及ぼす恐れがないというのが認められるので、変更は妥当であるという風に判断します。農地転用の見込みなんですけども、この地域計画が指定される前に農業委員会さんに相談しておりまして、申出時点では農地転用の見込みありと聞いております。

最後にその他なんですけども、土地所有者である2名からは地域計画の変更及び農地転用許可の申請手続きについて承諾を得ているということは聞いております。

最後に参考までになんですけども、今後のスケジュールとしまして、意見照会を今しているんですけども、意見照会に回答していただいて、その後変更案の公告が必要になります。そして、変更が決定した後に転用の申請がなされるということになっております。

以上で説明の方は終わります。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

ただいま農業政策課から説明がありましたが、今回の地域計画が変更となった場合の農地転用許可基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、説明いたします。

まず、地域計画の変更に係る目標地図の素案について、農地転用が見込まれる農地があることから、その農地を除外した素案を決定し市へ提出するものとなります。

続いて、右上に「議案第 14 号関係参考資料①」と「議案第 14 号関係参考資料②」と記載された資料をご覧ください。関連がありますので一括して説明いたします。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、まず、立地基準については、どちらの農地も支所機能を有する青森市浜館支所から概ね 500m 以内の範囲に位置するため、第 2 種農地と判断しております。

第 2 種農地の転用は、申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可することができますが、当該申請は申請者が事務所及び駐車場、屋外休憩スペースを整備することを目的とした転用であり、周辺にある非農地の土地について検討したが、申請地の他に事業に供する土地がなかったことから、第 2 種農地の基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容を精査いたしまして、地域計画が変更になった際の農地転用について、問題ないものと考えております。説明は以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいまの農業政策課及び事務局の説明内容について、質問、意見のある委員は述べてください。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、木村委員。

○5 番(木村孝芳委員)

農業政策課に、お伺いします。資料の 2 枚目、4 番の地域内の農業を担う者一覧なんですけども、この 2 名の方、●●さんと●●さんなんですけども、現状何を作付けしているのか教えてください。

○農業政策課

現場の方見に行った時に、写真を撮らせていただいたんですけども、現状何も作付けはしておりませんでした。

○5 番(木村孝芳委員)

その関係で、地域計画というのは農地全部含まれているのか、本人が農地転用を地域計画に載せるんですか。それについてお話しください。

○農業政策課

一応、昨年ですね、地域計画を作成するにあたって農業委員会さんと相談したんですけども、農地台帳に掲載されている農地は全部地域計画に載せようと。

○5 番（木村孝芳委員）

そうすると農地台帳に載っているということは家庭菜園レベルの小さいやつも全部載っているということなんですね。

○農業政策課

載っております。現状は。

○5 番（木村孝芳委員）

それともう 1 つ、●●さんと●●さんについて農地を買った時っていつですか。

○農業政策課

●●さんと●●さんが農地を取得した時期ですか。

○5 番（木村孝芳委員）

そうです。

○農業政策課

それは、農業政策課では把握していません。

○5 番（木村孝芳委員）

それは、農業委員会の方でもわからないんですか。

○事務局

農業委員会事務局の方でも、まだ転用の手続きの書類を揃えて出していただく段階ではないので確認しておりません。登記簿もまだ確認しておりません。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。確認したらお願いします。

それと、もう 1 つ●●さんと●●さんって住所見ると浜館じゃないんですか。この近辺じゃないんですか。確か、合子沢と戸門でしょ。そっちの方の地域計画には載っているんですか。

○農業政策課

現状、農地を所有している方については、全部地域計画に載っていますので。

○5 番（木村孝芳委員）

別の地域計画の方の地区には載っていないんですか。

○農業政策課

別の地域計画。

○5 番（木村孝芳委員）

いやいや、別の地区の。

○農業政策課

浜館。そうですね農地を持っていればその地区の。

○5 番（木村孝芳委員）

一般的な話を聞いているんじゃないですよ。一般的なことを聞いているんじゃないで、今載っているのかを聞いているんですよ。わかります。

○農業政策課

載っております。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。それと、0.21ha と 0.09ha はだいたい何坪くらいになるの。

○農業政策課

坪数ですか。ちょっとすみません。計算させてもらってもいいですか。

○5 番（木村孝芳委員）

私の計算によれば、3.3058 で割り返すと。●●さんは 63 坪、もう 1 つの方は 20 なん坪になるんですけど。だから、別な地区に載ってるってことはもっと他にも農地を持ってるってことなんですよ。

○農業政策課

この 2 人がですか。

○5 番（木村孝芳委員）

ええ。

だから、家庭菜園レベルで田んぼとか野菜作ってる訳じゃないんでしょ。

だから、住所ここじゃないでしょ。浜館地区じゃないんでしょ、この人達。どこなんですか、住所。

○農業政策課

2 人の住所は確認してないです。

○5 番（木村孝芳委員）

浜館地区で当初から農業やってるんですか。

○農業政策課

2 人が農業やってるかの確認ですか。農地の状況を確認して。

○5 番（木村孝芳委員）

農地の状況どうでもいいんだけども。今売買する農地に関してはね。

○農業政策課

その場所では今は。

○5 番（木村孝芳委員）

今はって。前はどうなんですか。

買った当初はどうだったんですか。

○農業政策課

そこまでは、確認はできておりません。

○5 番（木村孝芳委員）

把握してないんでしょ。

○農業政策課

はい。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。いいです。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

他に質問、意見がある委員はいませんか。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、齊藤委員。

○8番(齊藤光朗委員)

参考までに、レンゴーという会社はどういう職種で何をやっている会社なんですか。

○農業政策課

レンゴーは、段ボールとか包装関係を作っている会社になります。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

齊藤委員、よろしいですか。

○8番(齊藤光朗委員)

はい。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

他に質問、意見がある委員はいませんか。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、大柳委員。

○4番(大柳建秀委員)

4番、大柳です。当該案件そのものよりも、制度がちょっと難しくてですね。ご質問したいんですけども、農業委員会の農地台帳に載っている農地を地域計画の範囲内に全部含めたってことは、今後その中で転用関係があればずっと毎回こういう農業委員会の会議にもってくるのか。

あと、今回は農振の農用地区域に入っていないとのことでしたが、農用地区域に入っているところの同じような計画は、もちろんたくさんある訳なんですけども、その時に地域計画を変更し、また農振、農用地の除外の手続きも行われるということで農業委員会にまたかかると。そんな感じの流れになるんでしょうか。含めてですね、今後こういうのが続々出てくるのであれば、農業委員会事務局の話になるんですけども、ちょっと勉強会やらせていただければいいのかなと思います。以上です。

○農業政策課

地域計画の変更に関してなんですけども、台帳に載ってあるものが申し出されれば、毎回こちらの方に審議していただくことにはなります。あと、農振除外は農用地に入っている場合は地域計画の変更と、それが終わった後にまた農振除外の審議が行われるということで、1つの土地に対して地域計画と農振除外ということで2回審議していただくことになろうかと思います。

○4番（大柳建秀委員）

あと転用も。

○農業政策課

はい。

○4番（大柳建秀委員）

ちょっと、根拠法を勉強しますので。すみませんけど。

○農業政策課

農業経営基盤強化促進法という法律がありまして、その中の第19条ですね、こちらの方に地域計画のことが記載されております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいですか。

○4番（大柳建秀委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

大柳委員、勉強会の話は事務局からよろしいですか。

○4番（大柳建秀委員）

要望なので議長の方から。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局、検討するか否かを返答いただければ。

今後の課題として。今後のことについては、勉強会なり検討していただくようお願いします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
他に質問、意見ございませんか。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
はい、木村委員。

○5番(木村孝芳委員)
4枚目の土地利用計画案なんですけども、事務所用地と駐車場用地ありますよね。
ここは、市街化調整区域だと思うんですけども、誘致企業であれば、事務所って自分の敷地に建てられるものなのか確認したいんですけども。

○農業政策課
すみません。もう1度お願いします。市街化調整区域。

○5番(木村孝芳委員)
あの、土地利用計画のところに事務所ってあるでしょ。

○農業政策課
事務所。はい。

○5番(木村孝芳委員)
建物になると思うんですけども。

○農業政策課
建物。はい。

○5番(木村孝芳委員)
レンゴーって、誘致企業ですよ。しかも、青森市の第1号の誘致企業ですよ。

○農業政策課
ちょっとそこまでは存じ上げてなかったですね。

○5番(木村孝芳委員)
いや、第1号の誘致企業なんです。事務所であれ工場用地の敷地として勝手に建てられるのかを聞いたかっただけなんですけども。ここ市街化調整区域ですよ。

○農業政策課

農業政策課の方では判断というかわからないので。

○事務局

はい、事務局でお答えいたします。計画地は、市街化調整区域のために建築確認申請の前に開発許可が必要になります。開発許可を受けるにあたって、青森市建築指導課の方に工場立地法の適合があるかどうかということで改めて指導を受けて建てるという風にお聞きしておりました。

○5 番（木村孝芳委員）

これから建てるってことなんですか。

○事務局

そうです。建てるということで開発許可を相談していると。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

それでは地域計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第 15 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

事務局より内容について説明させていただきます。農作業標準労賃等に関するアンケートについて今年度も実施するというので、実施の方向性についてご審議お願いいたします。

内容について、簡単に説明させていただきます。議案資料 15 号別添資料 1 をご覧ください。

農作業標準労賃等に関するアンケートの実施について、案になります。実施方法については昨年度と同様になっております。アンケート対象は、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様 38 名、青森市認定農業者協会会員の皆様 57 経営体。昨年度と同様、合計 95 名の方をアンケート対象としております。両方に属している方は委員の方として扱いをさせていただきます。

実施時期については、今年度 8 月上旬にアンケートをお送りいたしまして、認定農業者協会の皆様は 8 月 29 日締め切り、委員の皆様は 9 月の月例総会までの提出ということになっております。

アンケートの過去の実施状況については 3 番をご覧ください。アンケート内容は別添資料の 2 番からになります。こちら、青森地区および浪岡地区になります。そして、提出の締め切り日が違いますので、委員の皆様向けのものと、認定農業者向けのものと 2 種類用意しております。つきましては青森地区 2 種類、浪岡地区 2 種類の合計 4 種類となっております。

浪岡地区につきましては昨年度議題にあがりました果樹作業のスピードスプレーヤー、こちら委員の数名にお伺いしまして、参考といたしまして 10 a あたり 6,000 円と載せております。これを目安にアンケートをとることを考えております。

説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、本案について審議します。

質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、今年度の当該アンケートの実施について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、議案のとおり実施することを決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第 12 号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用を目的とした届出が 2 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第 13 号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 14 件となっております。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ないようですので、報告は以上となります。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○事務局

地域計画更新のための意向調査結果と今後の実施予定について
東青地区農業委員会大会と研修会の開催について

○事務局

次回の月例総会は、8月12日(火)午後1時30分から、場所は「柳川庁舎2階大会議室」での開催となります。お間違いないよう、よろしくお願いします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これをもちまして、令和7年度第4回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。